

三田市民病院事業使用料及び手数料条例新旧対照表

現行				改正案				
第1条～第6条 省略 別表(第2条、第3条関係)				第1条～第6条 省略 別表(第2条、第3条関係)				
区分	種別	金額	摘要	区分	種別	金額	摘要	
使用料	省略			使用料	省略			
	初診時特定療養費	1回 2,000円	他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合及び緊急その他やむを得ない場合を除く。		選定療養費	初診時	1回 5,000円	他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合及び緊急その他やむを得ない場合を除く。
					再診時	1回 2,500円	当院の医師が他の病院又は診療所を紹介したにもかかわらず、患者の意思で、再度当院を受診した場合	
省略			省略					
省略				省略				
備考 1～2 省略 3 分べん介助料、駐車場使用料及び診察券の再発行手数料を除き、上記に掲げる額と同額に係る消費税法第29条の規定による税額並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定による税額を加えた額とする。				備考 1～2 省略 3 <u>選定療養費</u> 、分べん介助料、駐車場使用料及び診察券の再発行手数料を除き、上記に掲げる額と同額に係る消費税法第29条の規定による税額並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定による税額を加えた額とする。				